

鑑定評価業務仕様書

1. 業務委託の名称

令和9年度固定資産の評価替えに係る湯沢市山林鑑定評価業務
(以下「本業務」という)

2. 目的

令和9年度固定資産の評価替えに向けた山林評価の見直しに係る評点付設の基礎資料として活用するため、湯沢市（以下「本市」という）内の基準山林及び標準山林の不動産鑑定評価を実施する。

3. 業務内容

本市内における次の基準山林等4地点について不動産鑑定評価を実施し、鑑定評価書を作成する。なお、鑑定評価に当たっては、実売価格等との整合を図るとともに将来的な見通しを考慮した上で価格を評定する。

No.	所在	地積	地域	備考
1	秋ノ宮字真木沢4	2,644m ²	雄勝	基準山林
2	石塚字熊ノ堂10	11,900m ²	湯沢	標準山林（上）
3	稲庭町字南ヶ沢9-2	2,008m ²	稻川	標準山林（中）
4	皆瀬字滝ノ原10-1	867m ²	皆瀬	標準山林（下）

4. 成果品

受託者は、本業務の成果品として、次のものを納品する。

鑑定評価書（4地点）一式

5. 成果品の納品場所

湯沢市役所 市民生活部税務課 固定資産税班

6. 納品期限

令和8年3月27日（金）

7. その他

（1）受託者は、本業務の実施期間中において、本市と必要に応じて業務打合せや協議を行うなど緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。

- (2) 鑑定評価を行うに当たって必要な資料は、本市と受託者とで協議の上、本市から受託者に対して提供する。
- (3) 市長が特に必要と認める場合は、業務の期間中において、鑑定評価書様式に係る基礎データについて中間検査を行うことができる。
- (4) この仕様書に定められていない事項については、必要に応じて本市と協議するものとする。